

東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について

1 目的、概要

令和3年度組織機構改革に伴い、東広島市生涯学習推進本部設置要綱を一部改正する。

2 改正内容について

(1) 第4条 本部会について

本部会の構成員のうち、会計管理者及び各支所の長を削除する。

(2) 別表（第5条関係） 幹事会の構成員について

構成員を次のとおり改正する。

ア 政策企画部 総合政策課長を削除する。

イ 地域振興部 地域政策課長を追加する。

ウ 生活環境部 地域づくり推進課長を生活環境部 市民生活課長に改める。

エ 健康福祉部 社会福祉課長を健康福祉部 地域共生推進課長に改める。

オ 学校教育部 青少年育成課長を生涯学習部 青少年育成課長に改める。

3 施行日

令和3年4月1日